

協会だより



一般社団法人
発行所 福井県消防設備協会
〒910-0829 福井市林藤島町20-1-3
福井県立福井産業技術専門学院4階
TEL(0776)43-1299
FAX(0776)43-0644



写真(中央・左上) 港の競り場に並べられた越前力二、写真(右下) 茄でた越前力二

目 次

▶新年のごあいさつ	1	▶会員の入退会について	10
▶平成28年度 消防設備関係功労者等表彰式	5	▶通知・通達	11
▶平成29年度 講習会等の予定	6	▶よくある質問	18
▶平成28年度 各種講習会の結果	7	▶消防交流広場	19

敬頌
新禧

輝かしき年を迎える 一層の飛躍をお祈り申し上げます 本年もよろしくお願ひ申し上げます 平成二十九年元旦



一般社団法人 福井県消防設備協会

顧問	福井県消防長会会長	伊井武美
"	福井県危機対策・防災課課長	谷口竜哉
参与	福井市消防局次長	山本太志
"	敦賀美方消防組合消防本部消防長	山谷勝
"	南越消防組合消防本部消防長	北川久雄
"	若狭消防組合消防本部消防長	松井和幸
"	大野市消防本部消防長	松田佳生
"	勝山市消防本部消防長	堂山信一
"	鯖江・丹生消防組合消防本部消防長	竹内武美
"	嶺北消防組合消防本部消防長	南乃利男
"	永平寺町消防本部消防長	竹内貞美
"	福井県危機対策・防災課課長補佐	柳原仁一

役員一同 会長 高村文能

副会長	竹澤慶一	副会長	山本智則
理事	池上昌彦	理事	井上吉弘
"	岩崎新	"	片岡浩範
"	河上淳一	"	小林勝幸
"	齊藤信二	"	酒井一徳
"	白本敏雄	"	竹内幸彦
"	坪田泰敏	"	刀根勝彦
"	早瀬茂樹	"	山田龍彦
"	山本久徳	常任理事	大西新



事務局

主事 岩村晴美

越前ガニ
解禁

福井の冬の味覚“越前ガニ漁”が、去る11月6日(日)に解禁となった。

初日は、強風と高波のため早めに切り上げられ、午前6時、ガニを満載した船が次々に越前町大樟の漁港へと戻ってきた。お昼頃から水揚げが開始され、港は一気に活気づく。

午後2時過ぎから始まった初競りでは、最高級ブランド「極(きわみ)」に、1匹37万円の高値が付き、競り場に大きな拍手が沸き起こった。この日の水揚げ量は、例年初日の3分の1とやや少なかったものの、味は最高。特に、重さ1.3kg以上、甲羅の幅14.5cm以上、爪幅3cm以上の「極」は、皇室献上にもなる極上のガニ。皆様も、是非一度、味わってみてください。漁期は、雄が3月20日まで。



新年のごあいさつ 県民の安全・安心の 更なる向上をめざして



一般社団法人 福井県消防設備協会
会長 高 村 文 能

新年、明けましておめでとうございます。

平成 29 年の輝かしい初春を、ご健勝でお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営をはじめ、各種事業の推進に格別のご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年、国内においては、4 月に発生した熊本地震やその後の阿蘇山の噴火、8 月・9 月の台風上陸による被害、そして 10 月の鳥取地震など自然災害が多く発いたしました。被災された皆様に対し、改めまして心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

さて、近年、私たち消防設備業界を取り巻く情勢は、グループホームや有床診療所等の比較的小規模な施設で、重大な人的被害を伴った火災が相次いで発生したことにより、防火対象物の用途区分が細分化され、或いは、自力避難が困難な高齢者や障害者の入所施設、患者の介助が必要な有床診療所等で、面積に関係なくスプリンクラー設備が義務化となり、IP 電話の普及に対応した火災通報装置に係る規則改正など、ハード、ソフト両面にわたって目まぐるしく改変されています。また、年々増加している外国人旅行者に対し住宅の一部を宿泊場所として提供する、いわゆる『民泊施設』についても、自動火災報知設備や誘導灯などの消防用設備等の設置基準も検討されており、新たな基準が示されるものと、国の動向を注視している状況であります。

一方、予防消防の中核をなす消防用設備等の点検報告について、平成 28 年 3 月末現在の全国の報告率は 48.2% であるのに対し、福井県は 34.4% と平均以下で、47 都道府県中 39 番目と言う、誠に残念な結果となっております。

火災による被害を軽減する上で、消防用設備等の重要性は今更申し上げるまでもありませんが、報告率の低迷は被害の拡大に直結するため、改めて「**安心と信頼**」を合言葉に、会員一同、適正な点検の実施と報告率の向上に努めて参る所存でございます。

結びに、今年一年が皆様にとりまして最良の年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

福井県消防長会会長
福井市消防局
消防局長 伊 井 武 美



平成 29 年の輝かしい新年を迎えるに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、消防行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の災害を振り返ってみると、震度 7 を記録した 4 月の熊本地震を始め、10 月には鳥取県中部で震度 6 弱の地震が発生するなど、これらの地震により被災地では甚大な被害が発生しました。

また、8 月から 9 月にかけては台風が相次いで日本列島に上陸しましたが、中でも 8 月に上陸した台風 10 号は、これまで台風被害の少なかった東北地方や北海道に大きな被害をもたらし、今後の防災広報や防災活動上多くの教訓を残しました。

このように、昨年大きな災害に見舞われた被災地では、今もなお復旧に向けて多くの方々が不自由な生活をされており、1 日も早い復旧と復興を願うばかりです。

幸い、本県では 12 月 10 日現在、大きな災害や火災は発生しておらず、特に火災については、発生件数及び死者数とも近年減少傾向にあります。このことは、防火教育や住宅用火災警報器の普及など、住宅防火対策を強力に推進してきた実績と合わせて、事業所における消防用設備等の適正な設置や維持管理など、官民が一体となった取り組みの成果であり、これもひとえに、会員各位のご尽力の賜物と心より感謝を申し上げます。

消防機関では、引き続き県民の皆様の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、違反是正の徹底や防火・防災教育の充実など、火災の更なる減少に向けた取り組みを強化して参りますので、会員の皆様におかれましても、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福井県消防設備協会の今後ますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせて頂きます。





新年のごあいさつ

福井県安全環境部危機対策・防災課
課長 谷 口 竜 哉



平成 29 年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福井県消防設備協会の会員の皆様には、日頃から、県の消防・防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年の本県の火災件数は、163 件（平成 28 年 1 月から 10 月速報値）と、過去 10 年間で最も少なかった前年の同期と同数となっております。

これもひとえに、消防関係者の活躍はもとより、消防設備士および会員の皆様が消防用設備等の施工や日々の維持管理を的確に実施していただいているお蔭と、心より感謝を申し上げます。

また、全ての住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器については、総務省消防庁の調査によると、昨年 6 月 1 日現在の全国の設置率 81.2% に対し、本県の設置率は 93.0% と、全国 1 位となっております。

一方、全国に目を向けてみると、近年、多数の死傷者がいる火災が発生しており、こうした火災の中には、消火設備の不備が原因で被害が大きくなった事例もあります。このような事例を徹底的に分析、検証し、得られた知見を消防用設備の機能の向上等につなげていかなければなりません。

火災から地域住民の生命・財産を守り、被害を軽減させるためには、適正な消防設備の設置および維持管理の推進といった取り組みが重要です。

特に、住宅用火災警報器の設置が義務化されてから昨年で 10 年となり、電池切れとなる警報器も出てくることから、今後は、維持管理にも注力する必要があります。

消防用設備等に精通した皆様におかれましても、引き続き御支援を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、酉年である本年が、福井県消防設備協会ならびに会員の皆様にとりまして実り多き飛躍の年となりますよう祈念しまして、新年のご挨拶いたします。

平成 28 年度 消防庁長官 (一財)日本消防設備安全センター理事長 表彰

平成28年度の消防設備保守業者等の表彰式が、去る11月2日に東京都の「明治記念館」において執り行われました。当協会から受賞された皆様は、次の方々です。誠におめでとうございました。

【消防庁長官表彰】

青木 茂 氏 安全産業(株) 代表取締役

【(一財)日本消防設備安全センター理事長表彰】

消防設備保守関係者

小川 義昭 氏 昌栄産業(有) 代表取締役

消防協会役員関係

酒井 一徳 氏 協会理事 酒井電設工業(株)

点検済表示制度推進優良事業所表彰

渡辺防災 (渡辺 誠一氏)

防災安全関係者表彰

テクノポート福井防火安全協議会 (会長 佐伯 伸二氏)



消防庁長官表彰
青木 茂 氏



小川 義昭 氏



酒井 一徳 氏



渡辺 誠一 氏



佐伯 伸二 氏

平成29年度の主な行事、講習会の予定

行 事 等

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事	月 日	場 所
総会・表彰式	5月15日(月)	福井県中小企業産業大学校
実務研修会	7月11日(火)	福井県立福井産業技術専門学院
消防庁長官等表彰式	11月2日(木)	東京都 明治記念館

講 習 会

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

講 習	月 日	場 所
設備士法定講習会（消火設備）	8月29日(火)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
設備士法定講習会（消火器・避難設備）	8月30日(水)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
設備士法定講習会（警報設備）	8月31日(木) 9月1日(金)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール

講 習	月 日	場 所
第1種消防設備点検資格者 本講習	10月11日(水) ～13日(金)	福井県中小企業産業大学校
第2種消防設備点検資格者 本講習	10月17日(水) ～19日(金)	福井県中小企業産業大学校
第1種消防設備点検資格者 再講習	6月27日(火)	福井県中小企業産業大学校
第2種消防設備点検資格者 再講習	6月28日(水)	福井県中小企業産業大学校

講 習	月 日	場 所
防火管理講習	11月29・30日	福井県中小企業産業大学校
	30年 2月7・8・9日	
日本防火・防災協会主催	5/25・26、6/22・23、 8/24・25、9/28・29	福井県中小企業産業大学校

平成28年度の主な行事、講習会等の結果

総会・表彰式

平成28年度の総会及び表彰式が、去る5月16日(月)に福井県中小企業産業大学校において開催されました。総会に先立ち、平成28年度の表彰式が挙行され、協会役員として酒井一徳理事が、また、協会監事として永年ご苦労戴いている小野 稔氏、竹原一志氏も表彰されたほか、優良従業員、優良事業所に対しても表彰も行われました。

主な受賞者は、下記のとおりです。

表彰式に引き続き、平成28年度の定期総会が開催されました。

高村会長の挨拶の後、来賓として、協会参事でもある福井県危機対策・防災課

長谷口竜哉様の代理として同課吾田昌則主任様から祝辞代読があり、引き続き議案審議に入り、平成27年度決算及び28年度予算案等が原案どおり可決承認されました。



平成28年度 協会会長表彰を受賞された方は、次の皆様です。おめでとうございました。

協会役員表彰		酒井一徳	理事 酒井電設工業(株)	
		小野 稔	監事 ユアーズテクノ	
		竹原一志	監事 酒井電機(株)	
優良従業員表彰	20年	森井 聰	北陸設備工業(株)	
		山下雅之	能美防災(株)福井営業所	
	30年	小川義昭	昌栄産業(有)	
		奥村信治	(一財)北陸電気保安協会	
		川端正人	福井ツバメ商事(株)	
		竹内清高	北陸設備工業(株)	
優良事業所表彰		古市忠浩	(一財)北陸電気保安協会	
		山田義和	川口電気(株)	
優良事業所表彰		渡辺防災	渡辺誠一	
		能美防災(株)福井営業所	山下雅之	

消防設備点検資格者 再講習(第1種、第2種)



平成28年度の消防用設備等点検資格者再講習が去る6月21日(火)22日(水)の両日、(一財)日本消防設備安全センターの事務委託を受けて、福井県中小企業産業大学校で開催され、県内外から、第1種、第2種の資格者計115名が受講いたしました。蒸し暑い梅雨空の下、受講者達は、過去5年間に改正された法令や技術基準、最新の情報等について、日本消防設備安全センター専属講師等による講義を真剣に聴講し、点検資格者としての責任と消防用設備等の維持管理、保守点検の重要性を再確認していました。

消防設備士実務研修会

平成28年度の消防設備士実務研修会が、去る7月22日(金)に福井県中小企業産業大学校で開催されました。

はじめに協会常務理事の大西新氏による「県外での保守点検の実施に係る表示ラベルについて」の講演の後、今年度も専門講師として招聘した総務省消防庁予防課総務技官田中翔氏から「最近の予防行政について」と題して講演を頂きました。

当日は、会員のほか、県下各消防本部の職員など、総数115名が聴講しました

が、受講者達は、真剣な眼差しで講義を聴き、講師の説明に熱心にペンを執っていました。



消防設備士講習

今年度も福井県知事からの委託を受けて、消防法第17条の10に基づく消防設備士講習を、去る8月30日、31日及び9月1日、2日の4日間にわたりサンドーム福井の管理会議棟小ホールで開催いたしました。この講習は、消防設備士の資格を取得してから2年以内、または、前回の受講後5年ごとに必ず受講しなければならない法定講習であり、「消火設備」関係に113名、「避難設備・消火器」関係に154名、「警報設備」関係に315名合計582名の消防設備士が受講しました。



防火管理講習



昨年度から当協会の事業の一環として実施している「防火・防災管理講習」が、去る11月24日(木) 25日(金)に福井県中小企業産業大学校で実施されました。

この講習は、一定規模以上の防火対象物について、その用途や収容人員に応じ、選任が必要となる甲種又は乙種防火管理者の資格を取得するための講習会です。

この日は90名の受講者が、真剣に聴講し、防火管理の重要性を認識していました。この講習は、既に5月、6月、9月にも実施(本部講習)しているほか、来る2月1日(水)、2日(木) 3日(金)(3日は再講習)にも実施される予定です。



会員の入会について (前号以降の入会)

敬称省略

会員番号	種 別	区 分	内 容			
169	正会員	所 在 地	三方上中郡若狭町井ノ口28-7			
		事業所名	株式会社 井ノ口電気			
		代表者名	代表取締役 井ノ口清高	推薦者	大和電建(株)	
		電話番号	0770-62-0310		(株)安田電気工業	
		主たる業種	電気設備部門			
		業務の内容	工事・整備・点検			
		資 格 者	【甲種】第4類、【乙種】第6類			
		入会年月日	平成28年8月25日			

今後とも よろしくお願ひいたします。

会員の退会について

敬称省略

会員番号	種 別	区 分	内 容			
168	正会員	所 在 地	福井市花堂南2丁目6-6			
		事業所名	株式会社 トミヒサ・アイビーエス			
		代表者名	代表取締役 田中慎治	電話番号	0776-34-7250	
		主たる業種	電気設備部門			
		業務の内容	工事・整備・点検			
		入会年月日	平成28年9月20日			

長い間お世話になり ありがとうございました。

通知
通達

総務省消防庁から出された「通知・通達」のうち、消防用設備等に関係のある主なものは、次のとおりです。

◆消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について（通知）

消防予第240号
平成28年8月3日

消防庁予防課長

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第10号。以下「改正省令」という。）及び火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成28年消防庁告示第6号。以下「改正告示」という。）の公布については、「消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の公布について（平成28年2月24日付け消防予第49号）により通知したところですが、改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び改正告示による改正後の火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号。以下「基準告示」という。）の運用に当たっては、下記事項に御留意いただきますようお願いします。各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基く助言として発出するものであること、また下記4の取扱いについては厚生労働省医政局地域医療計画課及び日本医師会と協議済みであることを申し添えます。

記

1 改正の趣旨等

火災通報装置については、平成8年に基準告示等の技術基準が策定されたが、当時は、アナ

ログ電話回線に接続して使用することが前提とされていた。その後の情報通信技術の進展に伴い、近年、IP電話回線の普及が進んできており、それに伴い火災通報装置を誤ってIP電話回線に接続してしまう事例が散見されたところである。

IP電話回線は、アナログ電話回線と異なり、「電話回線を保持できないため消防機関からの呼返し信号が受信できないものがある」、「信号変換等を行う装置を必要とするが、停電時にその機能は維持されない」等の特徴を有しているため、改正省令及び改正告示による改正前の規則及び基準告示に適合する火災通報装置をIP電話回線に接続すると、消防機関への通報が適切に行えないおそれがあり、実際にそうした事案も発生していた。そのような状況を踏まえ、消防庁では、IP電話回線に火災通報装置を接続することを前提に、呼返し信号の適切な受信、停電時の機能維持を担保するための方策等を検討していたが、これらの技術的課題の解決方策が確立されたため、今般の改正に至ったものである。

2 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係

- (1) 規則第25条第3項第2号に規定する「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ電話回線のほか、「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外のIP電話回線が該当すること。
- (2) 規則第25条第3項第3号は、火災通報装置の接続箇所について規定したものであり、電話回線を適切に使用することができる部分とは、電話回線のうち、火災通報装置が送出する信号を適切に消防機関に伝送できる部分を指すものであること。
具体的には、アナログ電話回線を使用す

る場合は、従前のとおり屋内の電話回線のうち電話機等と電話局の間となる部分を指し、またIP電話回線を使用する場合にあっては、デジタル信号を伝送する電話回線の部分とアナログ信号を伝送する電話回線の部分からなる屋内のIP電話回線のうち、回線終端装置等（基準告示第3第16号に規定する回線終端装置等をいう。以下同じ。）からアナログ信号を伝送する電話回線の部分を指すものであること。

（別添1参照）

- (3) 規則第25条第3項第3号に規定する「他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分」とは電話回線のうち、当該火災通報装置が送出する信号が電話機、ファクシミリ等の通信機器を経由して消防機関に伝送されることとなる部分に火災通報装置を接続すると、当該通信機器が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれがあることから、当該部分以外の部分を指すこと。（別添1参照）

なお、回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子があり（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）、火災通報装置が接続されている端子以外の端子に通信機器等を接続する場合があるが、当該通信機器等による通信は、火災通報装置による通報・通話に影響を及ぼすおそれはないものであること。

- (4) 規則第25条第3項第4号イ（基準告示第3第17号において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、別添2に掲げる措置が講じられている場合等が考えられること。

また、「配線の接続部」とは、常用電源が供給される配線（回線終端装置等にあっては、3で示す予備電源に係る配線を含む。）のコンセント部分を含む全ての脱着可能な接続部のことであること。

なお、基準告示第2第1号の2に規定する特定火災通報装置にコンセント抜け防止

金具（別添2図4参照）が附属している場合は、当該金具を使用することができるものであること。

- (5) 規則第25条第3項第4号ロ（基準告示第3第17号において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する「表示」の方法については、ビニールテープに火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を記載し、接続部等に貼り付ける等の方法が考えられること。

なお、当該記載内容は、常時、明確に判読できる状態を維持することが重要であること。

3 火災通報装置の構造、性能等関係

- (1) 基準告示第3第16号に規定する「予備電源」には、市販されている無停電電源装置（以下「UPS」という。）を使用することが考えられること。
- (2) 共同住宅等においては配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられることがあり、その場合、共用部分の回線終端装置等にも予備電源の設置が必要となること。

（別添3参照）

4 病院・診療所等に係る診療科名の取扱い関係

- (1) 医療法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第36号。以下「改正令」という。）による改正前の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定されていた診療科名については、改正令附則第2条の規定により改正令施行後も当該診療科名を引き続き標榜できることとなっているが、当該診療科名のうち、改正令による改正後の医療法施行令第3条の2に規定されていない診療科名は、皮膚泌尿器科及びこう門科を除き、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（六）項イ（1）(i) の総務省令で定める診療科名（以下「特定診療科名」という。）とみなすこととしたこと。

(2) 麻酔は麻酔科を標榜していない医療機関においても実施される医療行為であり、また、麻酔科の標榜の有無により当該医療機関の患者の様態や職員の体制に差が生じないことから、特定診療科名に該当するか否かの判断は、標榜している診療科名のうち麻酔科以外の診療科名により行うこと。

5 その他

UPSが基準告示第3第17号において読み替えて準用する基準告示第3第12号（一）に規定する容量を有するものであることの確認方法については、別添4に示す方法が考えられるが、当該方法の具体的な運用については別途通知する予定であること。



◆光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について（通知）

消防予第264号
平成28年9月6日

消防庁予防課長

聴覚障がい者等に対して火災時に情報を有効に伝達する手段として、避難設備については消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）では点滅機能を有する誘導灯を規定し、その設置が望ましい部分等を「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（平成11年9月21日付け消防予第245号）の中で示しているほか、光点滅走行式避難誘導システム（一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れる

ように点滅させることで避難方向を示すシステム）の活用などが検討され、一部の施設において既に導入されているところです。一方で、警報設備のうち音により火災の発生を報知する自動火災報知設備については、法令上その設置及び維持に関する技術上の基準が定められていますが、音以外の方法により火災の発生を報知する警報については統一的な基準は定められていません。

光により火災の発生を伝える警報装置（以下「光警報装置」という。）は、音以外の方法により聴覚障がい者等に対し火災の情報を伝達する手段として一定の効果が期待できることから、学識経験者、障がい者団体の関係者などから構成される「高齢者や 障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」を設置し、空港や社会福祉施設等での光警報装置を用いた実証実験を行い当該装置の有効性を確認したほか、実験結果等を踏まえ、より効率的な設置方法について検討し、光警報装置の設置に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を別添のとおり取りまとめたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであるとともに、国土交通省に対して空港関係事業者及び鉄道関係事業者へのガイドラインの周知を依頼していることを申し添えます。

記

1 ガイドラインの概要

ガイドラインは、防火対象物の関係者が、光警報装置を設置する際の指標として活用することを想定したものであり、ガイドライン第二に示す設置対象物を中心として普及を促進するためのものであること。具体的には、聴覚障がい者が使用する蓋然性が高い場所として、不特定多数の人が利用する大規模な施設や聴覚障がい者が主に利用する福祉施設などを挙げたこと。具体的な設置場所については、聴覚障が

い者に対し火災の発生を知らせることが困難な部分には設置が望ましいとした上で、例外として設置を要しない部分を例示し、また、設置方法について、大規模な居室や廊下等における効果的な設置方法を記載したこと。

2 光警報装置の性能・機能等に関する事項

ガイドライン第五に示した性能・機能は、ISO（国際標準化機構）規格で求める性能を参考として定めたものであり、点滅及び発光に係る性能については以下の事項に留意したものであること。

- ア ガイドライン第五2(12)～(14)の点減周波数及び装置間の点滅同期機能についての基準は、光感受性てんかん発作を防止するため必要とされること。
- イ ガイドライン第五3(3)の最大光度は発光が強すぎることにより避難等の妨げになることを防ぐため上限値を設けたものであること。
- ウ ガイドライン第五3(4)の白色光であることは、警報として代表的な発光色には白色と赤色があるが、両者を比較検討し、赤色光は減衰しやすいこと及び色覚に異常がある方には気付かれにくいことを考慮したうえで、警報としての認識を統一するため白色に限ることとしたこと。
- また、これらの性能を満たすものとして現在ではLEDを用いた製品が開発されるなど技術革新が進んでいること。

3 光警報装置以外の対応

(1) 他の伝達手段

光警報装置の設置が望ましい防火対象物であっても、聴覚障がい者の利用を予め把握でき、火災の際に従業員等により適切な避難誘導等が期待できるものや、光警報装置以外の手段により、聴覚障がい者に火災の発生を伝達できる部分等については、施設の実情に応じた対応を行っていただきたいこと。

(2) ソフト面の対策

主に聴覚障がい者が利用する防火対象物における火災安全対策については、ガイドラインによる光警報装置の設置等のハード面の対策のみならず、ソフト面の対策を講

じることが重要であることから、消防計画の作成や避難訓練を実施するに当たって以下の事項に留意するよう関係者に指導されたいこと。

- ア 聴覚障がい者に火災を報知するための方法に関すること。
- イ 聴覚障がい者の避難誘導の方法に関すること。
- ウ 聴覚障がい者に対するア及びイの方法に係る事前の説明に関すること。

4 その他

光警報装置の設置については、自動火災報知設備に対して光警報装置を付加する工事であり、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付消防予第192号)別紙1における増設又は改造に該当することから、甲種4類の消防設備士が行うこと。また、工事整備対象設備等着工届の際に、光警報装置が有効に設置されるよう指導されたいこと。

あわせて、自動火災報知設備の機能に支障がないことを確認されたいこと。

光警報装置の設置に係る ガイドライン

第一 趣旨

自動火災報知設備については、防火対象物の利用者に火災の発生を伝えるための手段として、音による警報は規定されているが、音以外による警報は統一的な基準がない。本ガイドラインは、音以外による警報の一つである光により火災の発生を伝える警報装置(以下「光警報装置」という。)について、その設置が望ましい防火対象物及び設置場所並びに光警報装置の構造・機能に関する基準を取りまとめたものであり、光警報装置を設置する際の指標として取り扱われることを目的としたものである。また、本ガイドラインを活用することにより、光警報装置の設置を促進し、機器の性能向上や施工方法の改良が行われる等、新たな知見が得られた場合には、その都度必要に応じ本ガイドラインの見直しを行うこととする。

第二 設置対象物

- 光警報装置は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置することが望ましい。
- 1 令別表第一（10）項に掲げる防火対象物のうち大規模な空港、駅その他これらに類する防火対象物
 - 2 令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物のうち主に聴覚障がい者が利用する防火対象物
 - 3 その他光警報装置により積極的に火災を報知する必要性が高いと認められる部分

第三 設置場所

第二に掲げる防火対象物又はその部分のうち、聴覚障がい者に対し火災の発生を知らせることが困難な部分には、原則として光警報装置を設置することが望ましい。

具体的には、聴覚障がい者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される部分や従業員等による避難誘導等が期待できない部分に設置することが考えられる。

なお、次の防火対象物の部分については、原則として光警報装置の設置を要しないものであること。

- 1 基本的に聴覚障がい者が長時間滞在することが想定されない部分
(具体例：電気室、階段室内、駐車場等)
- 2 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（以下「関係者等」という。）の使用に供される部分
(具体例：事務室等)
- 3 関係者等をはじめ周囲の者が聴覚障がい者の存在を理解し、火災の発生を知らせることができる状況にある部分
- 4 光警報装置以外の手段（枕等を振動させるシェーカー、文字表示装置、火災が発生した旨の情報が受信できる携帯電話等）により聴覚障がい者に対して適切に警報を伝達することができる部分
- 5 光警報装置の機能に支障を及ぼすおそれのある部分
(具体例：浴場等の湯気、水滴及び結露等が発生する場所、著しく高温となる場所等)

第四 設置方法（設置高さ及び間隔）

光警報装置を設置する場合は、第五の3（5）に規定する有効範囲で包含し、光警報装置の点滅が容易に確認できるよう設置することが望ましい。

ただし、次に掲げる場所にあっては、それぞれ次に定める方法とすることができること。なお、天井高さが 10 メートルを超える部分に光警報装置を設置する場合は、光警報装置の下端が床面の上方 10 メートル以内の位置に光警報装置の点滅が容易に確認できるよう設置することが望ましい。

- 1 幅員が 6 メートル以下の廊下、通路等
廊下、通路等の端部及び曲り角から 5 メートル以内並びに歩行距離 30 メートル以内に光警報装置の点滅が容易に確認できるように設置すること。
- 2 床面の短辺距離が 30 メートルを超える居室等（任意の位置から光警報装置の点滅が容易に確認できる場合に限る。）壁面等に水平距離 30 メートル以内の間隔で設置すること。

第五 光警報装置の構造及び性能

1 用語の意義

第五において、用語の意義は、次に定めるところによる。

（1）光警報装置

自動火災報知設備の受信機の地区音響鳴動装置（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）第 6 条の 4 に規定する装置をいう。以下同じ。）から発せられた信号を受信して、光により火災の発生を報知するものをいう。

（2）光警報制御装置

地区音響鳴動装置から、音響や光による警報を発するための信号を受信し、光警報装置にこれらを発信するものをいう。

2 構造及び機能

光警報装置及び光警報制御装置の構造及び機能は、次に定めるところによる

- （1）確実に作動すること。
- （2）耐久性を有すること。
- （3）ほこり又は湿気により機能に異常が生

- じないこと。
- (4) 腐食により機能に異常が生じるおそれがある部分には、防食のための措置が講じられていること。
 - (5) 主要部の外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものとすること。
 - (6) 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、的確に接続されていること。
 - (7) 無極性のものを除き、誤接続のあるものにあっては、誤接続を防止するための適当な措置が講じられていること。
 - (8) 部品は、機能に異常が生じないように取り付けられていること。
 - (9) 充電部は、外部から容易に人が触れることができないように、十分に保護されていること。
 - (10) 定格電圧が60ボルトを超える光警報装置の金属製外箱には、接地端子を設けること。
 - (11) 受信機との間の信号又は光警報制御装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する光警報装置にあっては、次に定めるところによること。
 - ア 無線設備は、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の17に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。
 - イ 電源に電池を用いる場合にあっては、電池の交換が容易にでき、かつ電池の電圧が光警報装置を有効に作動できる電圧の下限値となったときその旨を自動的に発信すること。
 - (12) 点滅周波数は、0.5Hz以上、2Hz以下であること。

(13) 同一空間内にある光警報装置にあっては、点滅の周期を同期させること。

(14) 同期機能を有するものにあっては、光警報装置間の同期の遅延時間は0.05秒以内にすること。

3. 光警報装置の機能は、2によるほか、次に定めるところによる。

(1) 発光は、立ち上がりエッジから立ち下りエッジの時間が0.2秒を超えないパルス波とすること。

(2) 発光が複数のパルス波群で構成され、当該パルス波群を構成する1のパルス波の立ち下りエッジから次のパルス波の立ち上がりエッジまでの時間が0.04秒より短い時は、当該パルス波群は一つのパルス波とみなす。

(3) 最大光度は、500cd以下であること。

(4) 白色光であること。

(5) 光警報装置の光特性については次に定めるところによること。光警報装置から発する光の方向に垂直な面で $0.4\text{lm}/\text{m}^2$ 以上の照度（法線照度）を対象範囲に照射する光度を確保すること。

有効範囲は以下のアからウの分類により設定すること。

有効範囲の距離dと $0.4\text{lm}/\text{m}^2$ を確保するための光度の関係は、

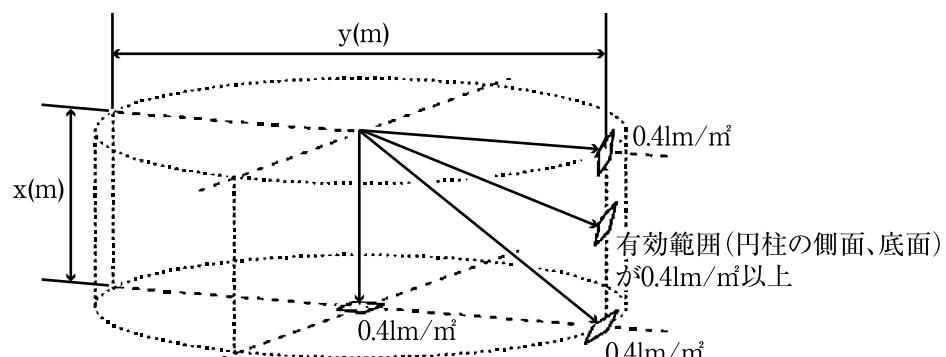
$$\text{光度} = 0.4 \times d^2$$

ア 天井設置用機器

有効範囲をC-x-yとして規定し、ここで、

xは2.5メートルから10メートルの間で機器を設置できる高さを示す。

yは機器を天井高さに設置した時の対象円柱範囲の直径をメートルで示す。



◆消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

消防予第278号
平成28年9月13日

消防庁予防課長

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

問 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）第3第2号に掲げる防火対象物に同告示第2第2号に規定するII型（以下「II型」という。）を設置する際に、13平方メートル以下の居室に対し収納設備が設けられ13平方メートルを超えることとなる場合（図1参照）又は居室と収納設備の床面積の合計が13平方メートル以下であっても居室や収納設備の形状等

の理由から1台のII型では防護し難い場合（図2参照）は、II型を2台以上設置することが求められているところであるが、次の条件を満たす場合は、収納設備は居室と比べて出火危険性が低いこと、居室と比較して体積が小さいため早期の火災感知が可能であること及び防護面積が小さいことに鑑み、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条を適用し収納設備に対しII型に代えて住宅用下方放出型自動消火装置を設置してよいか。

なお、設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、居室と収納設備が一の同時放射区域となる場合であっても必ずしもII型との連動を要さないものとする。

- 1 一の収納設備の床面積は3平方メートル以下であること。
- 2 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有していること。
- 3 II型の点検時には住宅用下方放出型自動消火装置についてもII型の点検基準に準じた点検が定期的に実施され適切に維持管理されていること。

（答）

差し支えない。

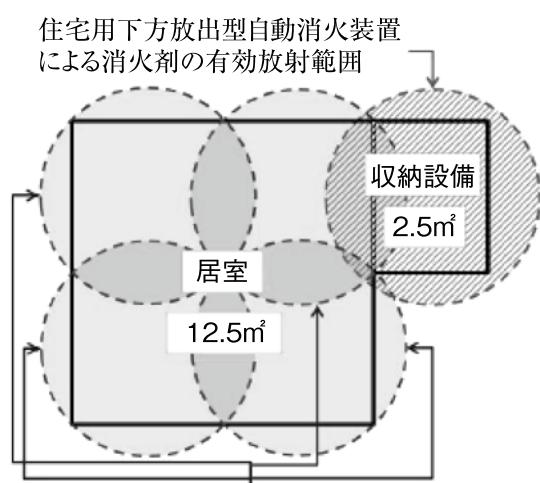


図1

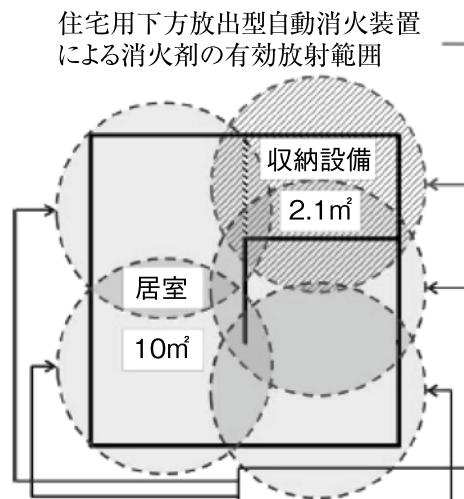


図2



漏電火災警報器について



Q. 漏電火災警報器を取り換えなければならぬと聞いたが何をいつまでに取り換えなければならないのか。



A. 漏電火災警報器は、「消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日政令第88号）」により、検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等へ変更となり、また規格省令が全部改正となりました。（「漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成25年3月27日総務省令第24号）」）。

旧基準により防火対象物に設置されているものは、型式失効の扱いとなり、平成39年3月31までに、新基準のものに取り換える必要があります。

取り換えるものは、受信機と変流器になります。

点検票の記載方法について (共同住宅用自動火災報知設備)



Q. 共同住宅用自動火災報知設備の点検票（別記様式第31）その2の点検項目において、「関係者等へ報知する装置」とあるが、これは何を指すものなのか。



A. 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40

号）」が、平成22年2月5日に改正され、特定共同住宅等の中に福祉施設等の用途が供される場合の基準が制定された。

その際、同第3条第3項第3号へにおいて「……福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者又は当該関係者に雇用されている者に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。」とされ、これに基づき点検項目が追加されたもの。

よって、福祉施設等の用途がなければ、当該点検は不要（斜線）となります。

点検票の記載方法について



Q. 点検時に避難ハッチの本体に著しい腐食を発見し、その旨を点検票に記載しようとしたが、どの欄を使って記載すればよいのか、ご教示願いたい。



A. 通称避難ハッチは、「金属製はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第3号）」において、『ハッチ用つり下げはしご』として基準が定められている。その中では、避難器具用ハッチに格納されているもの、とされており、「避難器具用ハッチ」とは、金属製避難はしごを常時使用可能な状態で格納することのできるハッチ式の取付具と定義されている。

よって、別記様式第15（その2）の「取付具・支持部」の「取付具」または「ハッチ」の欄を活用して、当該部分の点検結果を記載してください。



The image is a promotional graphic for the "Fire Exchange Plaza" website. It features a large title "消防交流広場" at the top right. To the left, there's a dark box containing the text "消防に携わる皆様へ". Below the title, there's a QR code and a URL "https://www.fesc119.net". A call-to-action text says "会員制Webサイトで情報交換しよう!". The central part of the image shows a grid of icons representing different features: "交流掲示板", "事例研究", "消防関連Q&A", "法令・通知報告書", and "設備士試験対策". Each icon has a "会員参加型" badge. At the bottom, a row of stylized human figures holding hands represents community. Bubbles above them express common needs: "みんなの意見を聞きたい", "自分たちの活動を知ってほしい", "困った時に相談にのってほしい", and "国や地域の最新情報がほしい".

◇都道府県消防設備協会会員の皆さんへ◇

貴社の、安心経営のために

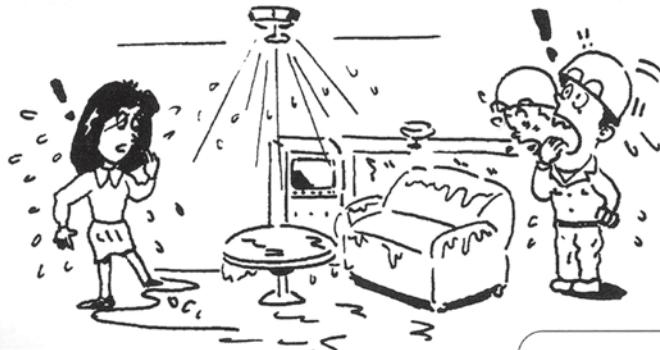
消防設備業総合保険のご案内

賠償責任保険

労災上乗せ保険

PL保険

パソコン保険



貴社のニーズにお応えする 7つの型をご用意しました。

- 管理財物や工事用資機材の損害・作業対象物自体の損害・人格権侵害による損害・使用不能損害も補償し、幅広い補償をご提供いたします。

業務上、他人にケガを負わせたり、他人の財産を壊してしまったときのために



保守業務用

消防用設備等の保守業務(点検・整備)を行なう皆さまを対象とする保険です。

*消防用設備等保守業者賠償責任保険
受託者賠償責任保険



新設・増設工事用

消防用設備の工事(新設・増設・移設・改修)を行なう皆さまを対象とする保険です。

*請負賠償責任保険、受託者賠償責任保険
生産物賠償責任保険・組立保険



消防防災訓練用

消防防災訓練における指導・指示を行う皆さまを対象とする保険です。

*施設所有(管理)者賠償責任保険



防火・防災点検業務用

防火対象物定期点検報告制度または防災管理定期点検報告制度に基づく点検を行う皆さまを対象とする保険です。

*施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険

大切な従業員を守るために



労災上乗せ保険

従業員の方が業務災害、通勤災害にあった際の政府労災の上乗せ保険です。

*労働災害総合保険

パソコンやデータの消滅などを補償するために



パソコン保険

パソコンを利用して業務を行う皆さまのための保険です。

*コンピュータ総合保険

他社製品の販売リスクを補償するために



販売業務用

消防用設備機器(他社製品)などを販売している皆さまのための保険です。

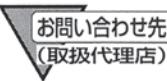
*生産物賠償責任保険



三井住友海上火災保険㈱ 公務開発部営業第二課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 tel.03(3259)4061
東京海上日動火災保険㈱ 広域法人部法人第一課 東京都千代田区三番町6-4 tel.03(3515)4147
損害保険ジャパン日本興亜㈱ 団体・公務開発部第三課 東京都千代田区霞が関3-7-3 tel.03(3593)6455



一般財団法人 日本消防設備安全センター



日本フェスクサービス株式会社 東京都港区虎ノ門2-9-11 ☎03-3591-8121

※上記の案内は概要です。詳細につきましては、パンフレット「消防設備業総合保険のご案内」をご覧ください。

責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは
このラベルで !!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井市林藤島町 20-1-3 福井産業技術専門学院内 TEL 0776-43-1299